

下水道活用マニュアル

下水道接続の手引き

台所は海につながっています

川や海を汚す最大の原因は、家庭からの生活排水です。

下水道は、汚れた水をきれいな水に戻して川や海に流すことにより、悪臭などを抑え、良好な環境をつくり、私たちの生活を清潔で快適なものにしてくれます。

下水道は、みなさんに利用していただいて、はじめて効果を発揮できます。

下水道が使えるようになったら1日も早く接続して、きれいな川や海を、子どもや孫のために残しましょう。

下水道に関する
問い合わせは

安城市役所下水道課

・接続工事 排水設備係
・下水道使用料 経営係

TEL71-2258
TEL71-2247

下水道への接続時期について

下水道整備が完了し、下水道が使える区域になりますと、区域内にお住まいの皆さまには、次の義務が生じることになります。

1 下水道へ接続する義務（下水道法第10条第1項）

下水道が使える区域になった時は、その区域に土地や建物を所有する人は、その敷地からの汚水（生活排水等）を遅滞なく下水道に接続する義務が生じます。

なお、安城市では、おおむね1年以内の接続をお願いしています。

2 くみ取り便所を水洗便所に改造する義務（下水道法第11条の3第1項）

くみ取り便所を所有している人は、下水道が使える区域になった日から、3年以内にその便所を水洗便所に改造する義務が生じます。

ただし、正当なまたは合理的な理由がある場合はこの限りではありません。

（例…近い内に建物の撤去や改築をする場合、または空家等で汚水が発生しない場合など。）

下水道への接続方法について

安城市の下水道は、「分流式」で整備を行っています。分流式とは、排水を汚水と雨水に分離し、汚水は下水道管へ、雨水は側溝や排水路に別々に流す方式のことをいいます。このため、皆様のご家庭の排水も汚水と雨水に分けて、排水管を埋設していただきます。

下水道では、このように宅地内に設ける排水管等を「**排水設備**」といいます。排水設備と下水道本管をつなぐ取付管の間に、「公共ます」を宅地内に設置させていただきます。

公共ますについて



公共ますは、直径20cmの塩ビ製です。図柄は地域によって異なります。設置位置は、原則道路から1m以内になります。

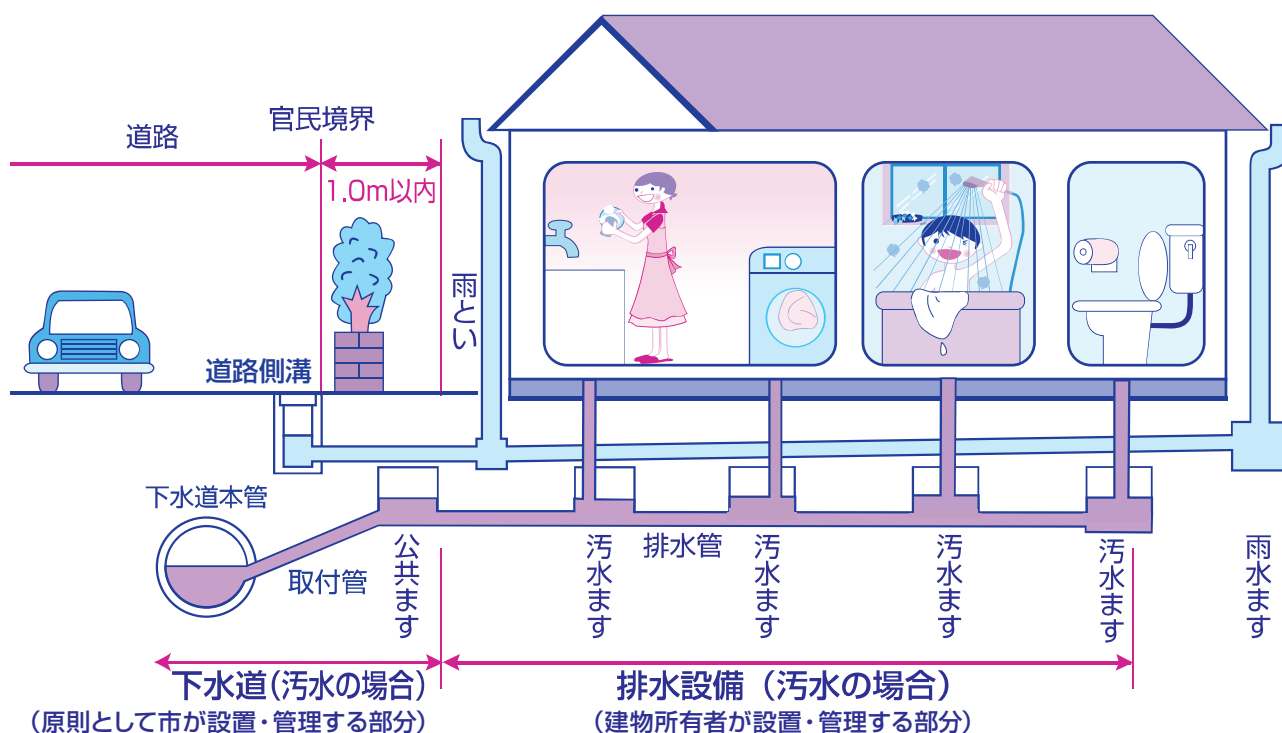
公共ますから下流は市が管理を行い、設置費用については、原則1宅地に1箇所、市の負担で設置します。



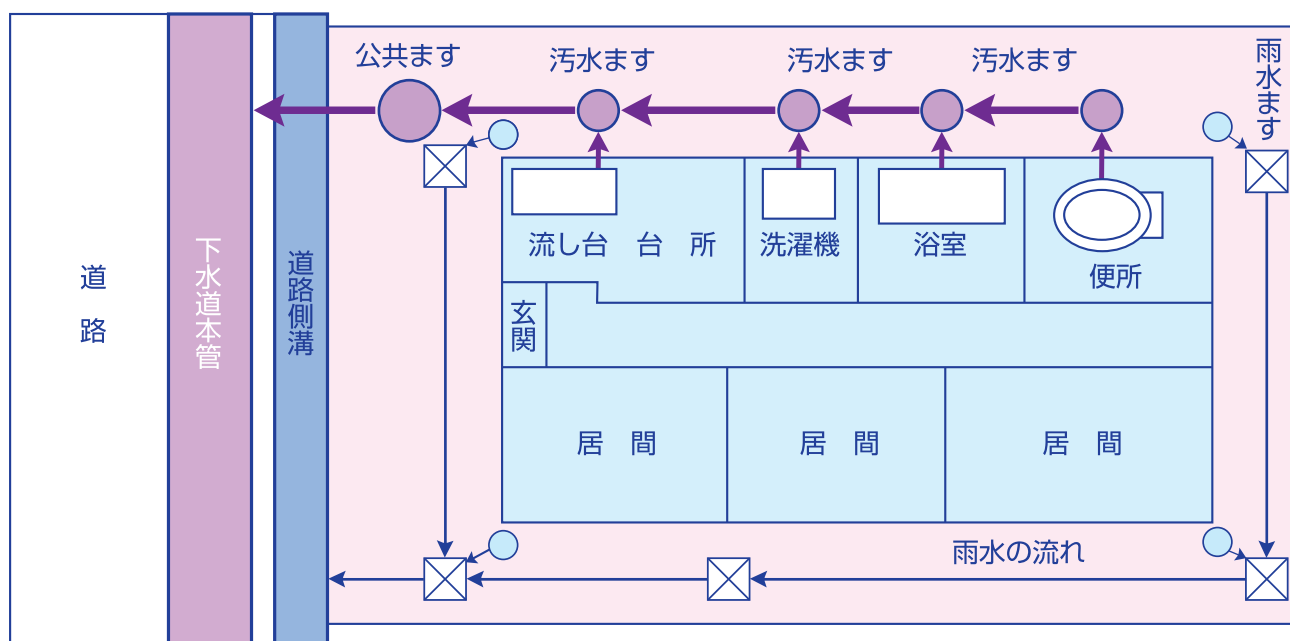
公共ますの図柄

※設置費用負担については、公共ます設置要綱に基づいて決定します。また、トラックなどの重たい車両が頻繁に出入りする場合は、鋳鉄製の蓋とすることもあります。詳しくは下水道課までお問い合わせください。

分流式の排水設備について



「雨水」に関する排水設備は、すべて建物所有者が設置・管理を行います。



排水設備工事は安城市排水設備工事指定工事店で

排水設備工事は、安城市が指定した「安城市排水設備工事指定工事店」で行う必要があります。

この工事店は、愛知県内に営業所を設け、工事に必要な器材、資材を取りそろえ、工事を適切に行うための責任技術者を有していることが必要で、この要件を満たしている工事店からの申請により安城市が指定しています。

排水設備工事については、指定工事店へお気軽にお尋ねください。

指定工事店の一覧表は安城市ホームページ「望遠郷」に掲載してあります。

右記のQRコードでアクセスできますのでご活用ください。



排水設備工事の申し込みから完成まで

① 工事の相談



指定工事店に工事の相談とともに見積りを依頼してください。

② 設計・見積



指定工事店は、現地を確認の上、設計し、見積りを出します。

③ 契約



見積りなど、内容をよく確かめて工事の契約をしてください。

④ 市役所への工事申請



市役所へ「排水設備等確認申請書」を提出してください。市役所から確認通知された後に工事が可能となります。

(浄化槽転用補助 → P6 または改造資金融資あっせん → P8 を希望の場合は、併せて申請してください。)

⑤ 施工・下水道に接続



排水設備の工事を行い、下水道に接続された時から使用開始となります。3日以内に「使用開始届」を提出してください。接続した日から下水道使用料が発生します。

⑥ 完成



すべての工事が完了したら5日以内に「工事完了届」を提出してください。

⑦ 完了検査



排水設備工事が完了届どおりに施工されているか完了検査を行います。検査に合格しますと「検査済証」が発行されます。

⑧ 工事費の支払い



検査が終わりましたら、指定工事店へ、工事費の支払いをしてください。

※④、⑤、⑥の手続きは、指定工事店がお手伝いしますが、トラブル防止のため書類への署名・押印は必ずご本人が行なってください。

下水道接続についての質問コーナー

質問 & 回答

質問 1 指定工事店に接続工事費の見積りを依頼する場合に、準備しておくものはありますか。

回答 建物建築時の配管図を準備しておく、スムーズに見積りが依頼できます。

質問 2 接続工事にはどの位の費用がかかりますか。

回答 敷地、建物の大きさや水回りの位置等により、排水管の延長やますの個数が異なりますので、費用については指定工事店に工事費の見積り（無料）を依頼してください。

質問 3 どの工事店に見積りを依頼しても「工事費の単価」は同じですか。

回答 市では工事費の単価についての指導は一切行っておりません。工事店間で自由競争が行われているため、単価はさまざまです。

※工事費の単価とは、排水管、ますの単価や設置費のことをいいます。

質問 4 排水設備工事の施工方法は工事店によって異なりますか。

回答 トイレと浄化槽の位置関係や敷地等の現場条件で、工事店によって施工方法が異なる場合があります。このようなときは、工事の内容をよく確認して、工事費用やメンテナンスのし易さなど、ご自身が納得する施工方法を選んでください。

質問 5 下水道に接続する場合、どの位の日数がかかりますか。

回答 通常3～5日程度で接続工事は完了します。ただし、工事に伴い取り壊したコンクリート等の復旧が必要な場合は、もう少し日数がかかります。

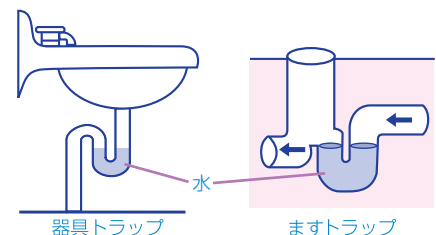
質問 6 接続工事中に生活排水等の汚水は流せますか。

回答 通常の場合、屋内排水管と汚水管を接続する時に、数時間流せない時間帯があります。その他の時間帯は流せます。

（工事着手前に工事店と工事方法を話し合ってください。）

質問 7 下水道管の臭気が水洗器具等から建物内に入りませんか。

回答 器具トラップ、ますトラップを設置し、水をためておくことにより、臭気が建物内に入り込まない構造になります。



質問 8 下水道に接続して不要となった浄化槽はどうしたらいいですか。

回答 通常の場合、浄化槽の汚泥をくみ取り、内部を洗浄した後、次の2つの方法があります。

- ①浄化槽を雨水貯留槽として活用する方法（次頁に補助金のご案内があります。）
- ②浄化槽本体を取り出して土砂で埋める方法

質問 9 下水道使用料は、いつの時点から支払えばいいですか。

回答 下水道に接続して、汚水を下水道に流した日の料金分から下水道使用料を支払っていただきます。（接続した日に工事店と使用者で、水道メーターの数値を読み、その数値を下水道使用開始届に記入して市に提出していただきます。この報告をもとに初回分の使用料を算定します。）

質問 10 下水道に接続した場合、明治用水土地改良区に毎年納めている管理阻害補償金は、今後どうなりますか。

回答 汚水を下水道に流すため、管理阻害補償金の支払いは不要になります。

（下水道に接続したことを、明治用水土地改良区財務課に連絡してください。TEL.76-4920）

安城市雨水貯留浸透施設設置補助金について

安城市では、雨水の有効利用や良好な水循環を図るため、雨水貯留浸透施設を設置される方に設置費用の一部を補助しています。

補助となる施設は、次のものです。

- ①浄化槽転用雨水貯留槽 ②市販雨水貯留槽 ③雨水浸透ます、浸透管、浸透U型側溝及び浸透性舗装
ここでは、下水道課が補助金申請を受け付けている「浄化槽転用」雨水貯留について、ご案内します。
※②、③については、土木課河川係へお問い合わせください。（TEL：71-2239）

浄化槽転用補助の目的

下水道への接続に伴い不要となる浄化槽を雨水貯留施設に転用して利用することにより、次のような利点や効果があります。

- (1) 雨水の活用により、水道水を節水し、水道料金や下水道使用料の節約ができます。
- (2) 降雨時に宅地内で雨水を一時的に貯めることにより、浸水対策となります。
- (3) 災害時における代替水源として利用できます。
- (4) 浄化槽を再利用することにより、廃棄物を減らすことができます。

補助金の主な条件

- (1) 既にある浄化槽を雨水貯留施設に作り替えること。
- (2) その他の補助金または融資を受けていないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 区画整理事業による移転補償の対象でないこと。

※補助金の交付には他の条件もありますので、詳しくは下水道課へお問い合わせください。

補助金の対象工事

補助金の対象となる浄化槽転用の改造工事は、次のものです。（次頁のイラストを参照。）

- (1) 浄化槽内部の汚泥のくみ取り、清掃
- (2) 浄化槽内部の不要部品の撤去、仕切り板の穴あけ工事
- (3) 雨水の集水管等の取付工事
- (4) ポンプおよび散水栓の設置工事

補助金の額

浄化槽転用改造工事に要した費用に3分の2を乗じた額（千円未満は切り捨てます。）とします。

ただし、一つの施設に対する補助額は、右の表に定める額を上限とします。

なお、雨水貯留浸透施設設置補助金全体の限度額は15万円ですので、当該補助金の額が15万円未満の場合、

他の浸透施設設置補助金の限度額、かつ、その合算金額が15万円以内まで、補助金を受けられます。

雨水貯留施設の貯留量	補助金の上限
3m ³ 未満	75,000円
3m ³ 以上～10m ³ 未満	100,000円
10m ³ 以上	150,000円

申し込み

補助金の申請は、4ページ④のとおり排水設備工事に併せてお申し込みください。

工事に必要な書類の用意や記入等は、指定工事店がお手伝いします。詳しくは、下水道課排水設備係または指定工事店にお尋ねください。

補助金を受けるまで

① 雨水貯留浸透施設の申し込み



排水設備工事の申請と同時に
お申し込みください。

指定工事店がお手伝い

② 受付・審査



③ 補助金額の決定



④ 工事の施工



工事の完了

⑤ 実績報告



⑥ 完了検査



⑦ 補助金の交付

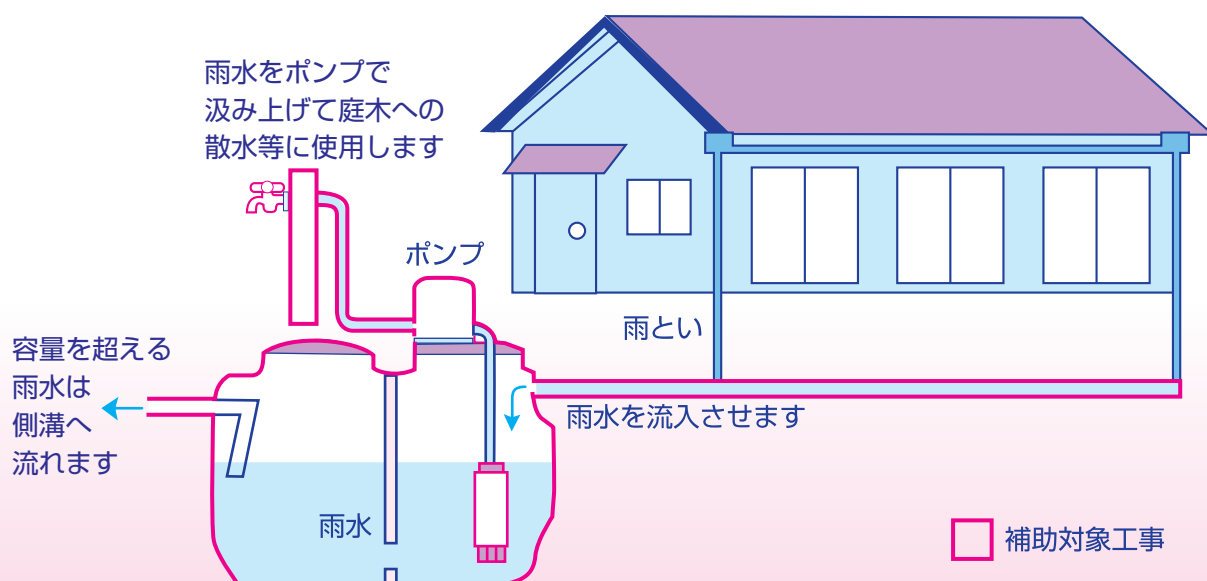


補助金交付後の約束

- ・点検や清掃等を（自己資金で）適切に行う。
- ・市が行う状況調査に協力する。
- ・7年以上使用する。



詳しくは、上記QRコードで
「安城市雨水貯留浸透施設
設置補助事業」にアクセスで
きますのでご利用ください。



水洗便所改造資金融資あっせんのご案内について

排水設備工事に係る費用の軽減を図るため、下水道が使える区域になった日から3年以内に排水設備工事をする方に、原則として1件50万円を限度として、対象工事に関する資金の融資を金融機関にあっせんし、返済時の利子を、市が負担します。

融資を利用して一度にかかる負担を和らげましょう。

融資あっせんの条件(市が金融機関にあっせんをする基準)

- ① 下水道事業受益者負担金、下水道使用料、市税及び水道料金を滞納していないこと
- ② 自己資金だけでは工事費を一度に支払うことが困難であること
- ③ 融資を受けた資金を返済できる資力があること
- ④ 連帯保証人を1人設定すること(独立の生計をたて市町村税等の滞納がなく、かつ弁済の資力がある人で、融資を受ける際、金融機関へ出向くことができる人)

※金融機関の審査により、融資を受けられない場合があります。

融資あっせんの対象工事

- ① 浄化槽を廃止し、排水設備を下水道に接続する工事
- ② くみ取り便所を水洗便所に改造し、排水設備を下水道に接続する工事
(ご注意) 雨水貯留浸透施設設置補助金制度も受けられますが、同補助金制度の対象工事費は、融資の対象になりません。

融 資 限 度 額

原則として50万円を限度とします。

ただし、改造する便所または浄化槽の数が2か所以上ある場合には、1か所当たり20万円を加算します。

返 済 方 法

融資を受けた翌月から50か月以内の元金均等償還。(利子は市が負担します。)

お申し込みの際のご注意

お申し込みは、工事の依頼と同時に指定工事店を通じて行ってください。

融資を受けられるかは、市および金融機関の審査後に決定します。市役所から融資あっせん決定通知書が届くまで工事の着手をお待ちください。

利子は市が負担しますが、納税証明書の発行手数料や、融資契約に必要な収入印紙代などは、別途必要です。

申し込みに必要な書類

- ① 申請書（水洗便所改造資金融資あっせん申請書）
- ② 対象工事の見積書（内容が明記されたもの。宛名は申請書と合わせてください。）
- ③ 納税証明書（連帯保証人）

安城市では市民課、各支所またはアンフォーレ内窓口センターで発行しています。

※ 市税に滞納がないことを証明するもの（完納証明）

申し込み後、融資を受けるまでに必要な書類

- ① 印鑑証明（申請者及び連帯保証人とも各1通）※最新のもの
- ② 融資あっせん額決定通知書（排水設備工事の完了検査後、申請者にお届けします。）
- ③ その他、金融機関が別途必要とする書類（所得証明書等）がある場合があります。個人ごとに状況が異なりますので、詳しくは希望する金融機関でご確認ください。

融資あっせんを受けるまで

① 準備



希望の金融機関を決めていただき、必要な書類をそろえてください。お申し出により指定工事店が申請書をお届けします。

② 申し込み



工事の依頼と同時に、指定工事店に必要な書類を渡してください。その後、指定工事店が市役所に書類を届けます。

③ 事前審査



市役所で申請内容を確認し、融資内容について金融機関の意見を求めます。

④ あっせん決定



金融機関からの回答後、あっせん決定通知書をお送りします。指定工事店に連絡をして工事を進めてください。
（この時点ではまだ融資は受けられません。）

⑤ 排水設備工事・完了検査



工事が終わりますと、指定工事店と市役所の担当が完了検査のためお伺いします。検査後、指定工事店が工事の請求書の写しを市役所へ届けます。

⑥ あっせん額決定



請求書の内容を確認し、市が融資金額を決定後、あっせん額決定通知書をお送りします。この通知書が届き次第、金融機関に連絡してください。

⑦ 融資の契約実行



申請者と連帯保証人で金融機関の窓口へ出向き、融資の契約を進めてください。契約後、融資を工事費の支払いにあてていただき、金融機関には月々、ご返済いただきます。

取扱金融機関

大垣 共立 銀行	岡崎 信用 金庫	あいち中央農協
三十三 銀行	碧海 信用 金庫	愛知県中央信用組合
あいち 銀行	西尾 信用 金庫	
名古屋 銀行		

ご希望の金融機関で、融資契約の手続きや費用などについて、事前にご相談ください。

下水道使用料について

排水設備の工事が完了して、下水道の使用が開始されると、流した汚水の量に応じて、下水道使用料を納めていただくことになります。

下水道使用料は、下水道施設の維持管理費（汚水処理費や下水道管の維持清掃費など）に使われます。

汚水量の算定方法

区 分		算 定 水 量
①	水道使用の場合	水道水の使用水量
②	井戸水（動力式ポンプ使用）を家事に使用している場合	1世帯1人 1か月10m ³ 1人増すごとに1か月4m ³ 加算 (手動式ポンプ使用の場合は上記の1/2)
③	水道水と井戸水を家事に併用している場合	「井戸水等の使用届」に記載する井戸水の使用水量を市が認定し加算

※「井戸水等の使用届」の記載方法については、指定工事店にご相談ください。

下水道使用料の単価

2か月当たり(消費税別)

区分 用途	基本使用料	従量使用料（1m ³ につき）					
	使用者ごと	1～20m ³	21～40m ³	41～60m ³	61～100m ³	101～1000m ³	1001m ³ ～
一 般 用	1,400円 (1ヶ月700円×2)	35円	70円	95円	125円	150円	180円
公衆浴場用		一律 70円					
臨 時 用		一律 150円					

※下水道使用料は、2か月ごとに水道料金と合わせて納めていただきます。

※水道料金は、口径により基本料金が変わりますが、下水道使用料の基本使用料は一律です。



下水道使用料の計算方法

下水道使用料＝(基本使用料＋従量使用料)×消費税(1円未満切り捨て)

例えば、2か月で40m³使用した場合

- 基本使用料 1,400円……①
- 1～20m³の従量使用料 35円×20m³＝ 700円……②
- 21～40m³の従量使用料 70円×20m³＝1,400円……③

下水道使用料＝(①＋②＋③)×1.10＝3,850円

したがって、この場合の使用料は**2か月で3,850円**になります。
 同じペースで1年間使用したとすると、
 3,850円×6回＝**年間 23,100円**となります。

■下水道使用料及び水道料金早見表

2か月当たり(消費税込)

汚水量(m ³)	下水道使用料	水道料金	
		口径13mm	口径20mm
10	1,925円	1,870円	2,750円
20	2,310円	2,420円	3,300円
30	3,080円	3,410円	4,290円
40	3,850円	4,400円	5,280円
50	4,895円	5,775円	6,655円
60	5,940円	7,150円	8,030円
70	7,315円	8,965円	9,845円
80	8,690円	10,780円	11,660円
90	10,065円	12,595円	13,475円
100	11,440円	14,410円	15,290円

下水道を使うことによって不要となる費用

●合併処理浄化槽(5人槽)を使用していた場合の参考例

区分	清掃	保守点検	電気代	法定検査	合計
年額	22,000円	14,000円	11,000円	6,000円	53,000円

※その他、明治用水の管理阻害補償金などをお支払いの場合は、不要となります。

下水道使用料のお支払いについて

集合住宅等にお住まいで、管理組合などを通じて使用料をお支払いの方は、この手続きは必要ありません。

お支払い方法

おすすめ!

口座振替

納期限の日に指定された金融機関の預金口座から自動的にお支払いいただきます。
※水道料金を口座振替にしている場合は、申し込みは不要です。

納付書払い

納付書がお手元に届きましたら、お近くの金融機関または、コンビニエンスストアでお支払いください。

スマートフォン決済アプリ

納付書がお手元に届きましたら、納付書に記載のバーコードを読み取り、お支払いください。
※利用可能なアプリ…PayB、PayPay、auPAY、楽天銀行コンビニ支払サービス、d払い、FamiPay、楽天ペイ

口座振替のお申し込み手続き

☆口座振替Web申込サービスについて

- ・パソコン・スマートフォン等からインターネットを利用して、口座振替（自動払込）の申請手続きができるサービスです。
- ・このサービスは、ヤマトシステム開発（株）及び金融機関等の提供するセキュリティ対策が施された外部サイトを利用します。（QRコードまたは下記を検索）

※三菱UFJ銀行をご利用の際は、申込用紙にて申込をお願いいたします。

安城市Web口座振替

検索



☆口座振替依頼書について

- ・口座振替依頼書は、市公式ウェブサイトからダウンロードできます。また、下記金融機関、市役所水道業務課にもあります。必要事項をご記入のうえご提出ください。
- ・水道番号は、水道料金の納付書や下水道開始のお知らせ等に記載されています。
- ・口座振替依頼書には、指定する口座の通帳印を押印してください。

※ご注意 水道料金と下水道使用料は、同じ口座により口座振替していただきます。

ご利用いただける金融機関（※1）

三菱UFJ銀行（※2）	岡崎信用金庫	東海労働金庫
大垣共立銀行	碧海信用金庫	あいち中央農協
三十三銀行	西尾信用金庫	西三河農協
あいち銀行	豊田信用金庫	あいち三河農協
名古屋銀行	愛知県中央信用組合	あいち豊田農協
ゆうちょ銀行・郵便局（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県のみ）		

※1 上記の金融機関の本店・支店であれば、いずれでも納付していただけます。

※2 三菱UFJ銀行については令和6年4月1日より口座振替のみの対応となっています。



令和7年3月発行